

# 感染症対策チェックリスト 学校編

	確認項目	チェック
平時	1 感染症対策マニュアルを作成し、平時の予防策、感染症発生時の体制や役割を明確にしている。	
	2 日頃から地域の感染状況の把握に努め、児童生徒及び保護者に対してタイムリーに注意喚起できている。 (県ホームページ「徳島県感染症情報センター」参照)	
	3 児童生徒等へ、清潔なハンカチ・ティッシュ、必要に応じてマスクを持つよう指導している。	
	4 全ての職員・児童生徒が、感染症に関する知識や技術(手洗い・手指消毒・マスク・咳エチケット)を学んでいる。 また、接触感染の仕組みについて、児童生徒等に理解させた上で、手洗い指導をしている。	
	5 発熱や咽頭痛、咳など普段と異なる症状がある場合には登校しないことを、職員、児童生徒及び保護者へ周知・呼び掛けている。	
	6 可能な限り、常時換気に努めている。	
	7 常時換気が難しい場合は、こまめに(30分に1回以上又は休み時間毎に)数分程度、窓を全開にしている。 * CO <sub>2</sub> モニターを用いて二酸化炭素濃度を計測することも有効	
	8 窓のない部屋では、常時入口を開けておいたり、換気扇、サーキュレーター、(HEPAフィルタ付き)空気清浄機を用いたりするなどして、十分な換気に努めている。	
	9 換気扇のファンやエアコンフィルターは清掃できている。	
	10 手洗い場は清潔に保たれ、液体石けんのボトルも清潔に管理されている(継ぎ足ししない)。	
	11 職員は適切な吐物処理方法を学んでおり、対応ができる。	
	12 嘔吐・下痢などに備えて、処理セット(マニュアル、マスク、ガウン(エプロン)、手袋、ペーパータオル、新聞紙、ゴミ袋、塩素系消毒剤、ビニール袋、専用バケツなど)が適切に準備されている。	
流行期	1 学校医・教育委員会・保健所などの関係機関へ報告・相談している。	
	2 注意喚起するとともに、手洗い・手指消毒・マスク・咳エチケットを推奨している。	
	3 適切に保管されたアルコール消毒液の設置(濃度や清潔なボトルの管理)をしている。	
	4 児童生徒及び職員共に食前後及びトイレ後の手洗いを徹底指導するとともに、飛沫を飛ばさないように指導している。	
	5 「近距離」「対面」「大声」での会話を控えるよう指導している。	
	6 感染リスクが比較的高い学習活動「対面形式の学習、一斉に大きな声で話す活動、グループで行う実験や観察」「合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」「共同制作などの表現や鑑賞活動」「調理実習」「接触する運動」などの実施に際して配慮できている。	
	7 可能な範囲で間隔を開けるなど、直接触れない程度の距離の確保ができている。	
	8 常時換気が難しい場合、30分に1回以上又は休み時間毎に数分程度、窓を全開にしている。	
登校基準	【新型コロナウイルス感染症】 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過した後	
	【インフルエンザ】 発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過した後 幼児においては、発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過した後	
	【ノロウイルス感染症】 下痢・嘔吐が消失した後	

## 参考文献

- \* 文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)
- \* 学校、幼稚園、認定こども園、保育所において予防すべき感染症の解説 2023年5月改訂版